

(一財) 日本消防設備安全センターのホームページから抜粋

7. 講習修了証明

講習課程を修了した方に対しては、修了証を発行いたします（再発行可）。

消防設備士免状は、消防法第 17 条の 13 にその業務に従事するときは、携帯しなければならないと定められており、消防設備士講習の受講状況については、上記の修了証を消防設備士免状と一緒に携行することで、消防法第 17 条の 10 に適合しているものと見なされます。

なお、修了証を保持する方で、消防設備士免状の裏面へ講習の受講状況の記載を希望する方は、次の必要書類を安全センターまでお送りください（消防設備士免状の書換え又は再交付を行う際は、これまでの消防設備士講習（消防設備士オンライン講習含む）の受講状況が裏面に記載されます。）。

●消防設備士免状の裏面へ受講状況の記載を希望する際の必要書類

1. 消防設備士免状
2. 消防設備士オンライン講習修了証（写し）
3. 返信用封筒

1 通（定形サイズ(23.5×12 cm長形 3 号)にお受け取りの宛名を明記し、460 円分の切手（簡易書留扱い）を貼付したもの